

仕 様 書

災害時備蓄食料等の売買契約

1 件名

災害時備蓄食料等の売買契約

2 物品名称及び数量

[物品 1] 物品名 : **アルファ化米** 数量 : **2,200 食**

[物品 2] 物品名 : **飲料水** 数量 : **480 本**

3 納入期間 **令和 3 年 7 月 16 日から令和 3 年 10 月 29 日まで**

4 仕様

[アルファ化米]

- (1) 日本国産米の乾燥米であり、熱湯で **20 分以内**、常温水で **60 分以内**に復元可能なものであること。
- (2) 令和 **3 年 7 月**以降製造のものであり、**5 年間**の賞味期限が保証されていること。
- (3) 次に掲げるアレルギー特定原材料等 **27 品目**を不使用であること。
ア 特定原材料 **7 品目**・・・卵、乳製品、小麦、えび、かに、そば、落花生
イ 表示推奨その他 **20 品目**・・・あわび、イカ、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
- (4) 1 食分が 1 袋に梱包されているもので、次の品を 1 袋ごとに付属品として含めること。
ア スプーン 1 本
イ 調理説明書 1 部（1 箱単位でも可）
ウ アレルギー特定原材料等 27 品目不使用を確認できるもの 1 部（1 箱単位でも可）
- (5) 梱包のケースは、長期間積上げ保管が可能な段ボール等とし、粘着テープ等で適切に封がされていること。
- (6) 梱包のケース側面 2 か所以上に、品名、数量、消費期限、納入業者名、「浦添市災害対策本部」の標記がされていること。

[飲料水]

- (1) 保存剤・殺菌剤等を使用せずに定説な処置により飲用の安全性を確保した、内容量 **500mL**のペットボトル密封の飲料水であること。
- (2) 令和 **3 年 7 月**以降製造のものであり、屋内常温暗所において **10 年以上**の消費期限が保証されている事。
- (2) ペットボトル容器は、屋内常温暗所保管下において規程の保存期間中劣化、損傷しないこと。
- (3) ペットボトル容器の梱包ケースは、長期間積み上げ保管が可能な段ボール等とし、粘着テープ等で適切に封がされていること。
- (4) 梱包のケース側面 2 か所以上に、品名、数量、消費期限、納入業者名、「浦添市災害対策本部」の表記がされている事。

5 その他

- (1) 物品の製作費及び搬入にかかる経費は、すべて受注者が負担すること。
- (2) 物品の搬入にあたっては、施設の工作物等を損傷しないよう十分注意を払うとともに施設利用者への安全対策を十分に行うこと。
- (3) 納入時に市担当者の検収を受けること。なお、納入時に不備が発見された場合、又は納入後に契約不適合が認められた場合は、納入期間内に適正なものに交換すること。
- (4) 業務完了後に完了報告書及び完了を確認できる写真を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項で、疑義が生じた場合は、当事者間で協議、調整を行い速やかに対処すること。

6 納入場所 ① 浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアフルうらそえ」

② 浦添市社会福祉センター